

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 0 人 (令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 0 件 (令和 7 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 0 円 (令和 7 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 0 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 7 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : —
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL095-833-2310
(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 別	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 連合会事務所
〒850-0057 長崎市大黒町 3 番 1 号 長崎交通産業ビル 2 階
電話 : 095-833-2310

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 ： 30 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 14 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 ： 11,301 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 ： 8,637 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 ： 23.6%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL095-842-9500
(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
入職時基礎的訓練	12 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 1 時間	無償	有給
階層別訓練	11 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 2 時間	無償	有給
8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的の就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 長崎市事務所
〒852-8115 長崎市岡町 2－1 3
電話：095-842-9500

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 ： 27 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 13 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 ： 10,975 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 ： 8,538 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 ： 22.2%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0956-24-4045
(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
入職時基礎的訓練	7 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 1 時間	無償	有給
階層別訓練	13 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 2 時間	無償	有給
8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的の就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 佐世保市事務所
〒857-0027 佐世保市谷郷町 7 - 1 9
電話：0956-24-4045

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業機会またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数：15人（令和8年6月1日現在の状況報告より）
2. 派遣先事業所数：7件（令和7年度事業報告書より）
3. 派遣料金の額の平均額：11,498円（令和7年度事業報告書より）
4. 派遣会員の賃金の平均額：8,961円（1日8時間あたり）（令和7年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マージン率：22.1%
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口：TEL0957-63-7222
(2) キャリアアップに資する教育訓練
- | 種 類 | 対象者 | 方 法 | 実施主体 | 実施期間 | 費用負担 | 賃金支給 |
|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| — | — | — | — | — | — | — |
8. 福利厚生に関する事項
・ 労災保険、有給休暇
・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業機会であるため）
※ 但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 島原市事務所
〒855-0832 島原市坂上町7526
電話：0957-63-7222

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 7 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 3 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 13,278 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 10,409 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 21.6%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0957-24-5183

(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
—	—	—	—	—	—	—

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 諫早市事務所
〒854-0045 諫早市新道町 9 4 8
電話：0957-24-5183

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業機会またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 ： 80 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 33 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 ： 10,921 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 ： 8,438 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 ： 22.7%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0957-52-5225
(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
入職時基礎的訓練	13 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 1 時間	無償	有給
8. 福利厚生に関する事項
・ 労災保険、有給休暇
・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業機会であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 大村市事務所
〒856-0825 大村市西三城町 7－9
電話：0957-52-5225

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業機会またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 57 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 9 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 10,053 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 7,646 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 23.9%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0950-22-3100

(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
—	—	—	—	—	—	—

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業機会であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 平戸市事務所
〒859-5152 平戸市鏡川町 9 3 0
電話：0950-22-3100

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 ： 40 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 6 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 ： 11,646 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 ： 9,057 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 ： 22.2%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0956-72-5500
(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
入職時基礎的訓練	2 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 1 時間	無償	有給
階層別訓練	28 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 2 時間	無償	有給
8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的の就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 松浦市事務所
〒859-4501 松浦市志佐町浦免 2 7 5
電話：0956-72-5500

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 5 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 1 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 10,903 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,256 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 24.3%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0920-47-5200

(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
—	—	—	—	—	—	—

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 壱岐市事務所
〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 9 3
電話：0920-47-5200

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 ： 17 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 7 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 ： 10,517 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 ： 8,202 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 ： 22.0%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0959-72-4680
(2) キャリアアップに資する教育訓練
- | | | | | | | |
|-----|-------|-----|------|------|------|------|
| 種 類 | 対 象 者 | 方 法 | 実施主体 | 実施期間 | 費用負担 | 賃金支給 |
| — | — | — | — | — | — | — |
8. 福利厚生に関する事項
・ 労災保険、有給休暇
・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 五島市事務所
〒853-0064 五島市三尾野 1－7－1
電話：0959-72-4680

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 ： 28 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 4 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 ： 10,439 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 ： 8,367 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 ： 19.8%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0959-22-9086
(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
入職時基礎的訓練	5 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 1 時間	無償	有給
階層別訓練	24 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 2 時間	無償	有給
8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 西海市事務所
〒857-2301 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 9 2 0 番 1 2
電話：0959-22-9086

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業機会またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 1 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 4 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 11,092 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,484 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 23.5%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0957-37-6777

(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
—	—	—	—	—	—	—

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業機会であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 雲仙市事務所
〒854-0405 雲仙市千々石町戊 7 5 6 番地 1
電話：0957-37-6777

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 ： 25 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 10 件（令和 7 年度事業報告書より）
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 ： 10,856 円（令和 7 年度事業報告書より）
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 ： 8,247 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マ ー ジ ン 率 ： 24.0%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0957-72-7065
(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
入職時基礎的訓練	10 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 1 時間	無償	有給
職能別訓練	9 人	OFF-JT	訓練機関	1 人当平均 1 時間	無償	有給
8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 南島原市事務所
〒859-2112 南島原市布津町乙 4 7 0 番地
電話：0957-72-7065

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 37 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 8 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 11,575 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,991 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 22.3%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL095-887-0800

(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
入職時基礎的訓練	1 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 1 時間	無償	有給
職能別訓練	1 人	OFF-JT	訓練機関	1 人当平均 2 時間	無償	有給
階層別訓練	35 人	OFF-JT	事業主	1 人当平均 2 時間	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 長与・時津事務所
〒851-2129 西彼杵郡長与町斉藤郷 1 0 0 6 - 1 2
電話：095-887-0800

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業機会またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 ： 36 人（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 ： 9 件（令和 7 年度事業報告書より）
- 3. 派遣料金の額の平均額 ： 11,221 円（令和 7 年度事業報告書より）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8,567 円（1 日 8 時間あたり）（令和 7 年度事業報告書より）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 23.7%
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 ： TEL0956-27-6101

(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 類	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給
—	—	—	—	—	—	—

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業機会であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 波佐見町事務所
〒859-3701 東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 1 6 7 5 番地 1
電話：0956-27-6101

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会では、「臨時的就業的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 数 : 0 人 (令和 8 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
- 2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 0 件 (令和 7 年度事業報告書より)
- 3. 派遣料金の額の平均額 : 0 円 (令和 7 年度事業報告書より)
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 : 0 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 7 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
- 5. マ ー ジ ン 率 : ー
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL0920-58-0112

(2) キャリアアップに資する教育訓練

種 別	対象者	方 法	実施主体	実施期間	費用負担	賃金支給

8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 対馬市事務所
〒817-1201 対馬市豊玉町仁位 9 4 - 1 0
電話 : 0920-58-0112